

国保年金課からのお知らせ

那覇年金相談センターは、 2月28日をもって業務を終了します！

日本生命那覇ビル9階（那覇市久茂地／パレットくもじ向かい）にあります「年金相談センター」を平成18年2月28日（火）をもって、業務を終了することとなりましたのでお知らせします。

これまでのご利用ありがとうございました。今後年金相談は、最寄りの社会保険事務所をご利用していただくほか、電話による年金の相談は、「ねんきんダイヤル」をご利用下さい。

【ねんきんダイヤル】

●年金請求などの年金相談……

☎0570・051165

●年金を受けている方の年金相談……

☎0570・071165

（受付時間はAM8時30分～PM5時但し、土日・祝日を除く）

※通話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。



【1】国民健康保険被保険者証の切り替にえについて

旧具志頭村では、平成17年度まで各字公民館において、被保険者証の切り替えを行っていましたが、平成18年度からは国民健康保険税完納者については、平成18年3月下旬頃に郵送します。又、滞納している方については、町役場国保年金課（旧具志頭村役場）の窓口に来ていただいて納税相談を行い、切り替えをしていきたいと思ひます。

【2】国民健康保険税の徴収について

旧具志頭村では、平成17年度（平成18年2月）までは公民館での徴収を行っていましたが、平成18年度からは公民館での徴収を廃止しますので、お手数ではありますが、左記の金融機関又は町役場窓口にて自主納付をお願い申し上げます。

①納付場所

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、沖縄県農協、沖縄県労働金庫、沖縄県信用漁業協同組合連合会、八重瀬町役場

※保険税の納付は口座振替もできます。

②平成18年度からは仮賦課は廃止し、本賦課後7月上旬に納税通知書を発送します。納期については8期（毎年7月から翌年2月まで）となります。

【3】はり・きゅう・マッサージ等利用券助成について

対象者は本町の国民健康保険被保険者で、一人につき一日一回とし、年十二回を限度とする。

〈担当者〉

国民健康保険被保険者証の切り替え・はり・きゅう・マッサージ等利用券助成について

……比屋根または久保田
……真志取または神谷

国民健康保険税について
国保年金課 ☎0989982210

第1回 八重瀬町公民館まつり

テーマ 趣味を生かし心のやすらぎを求めるサークル活動

3月4日(土) 囲碁大会 午前9時30分～
3月5日(日) 人形劇 午前10時～

展示発表 午前10時～

舞台発表 午後1時30分～

○生活研究会の展示即売会

○八重瀬町特産品の展示即売会

○フアーマーズクラブの花、野菜の

展示即売会

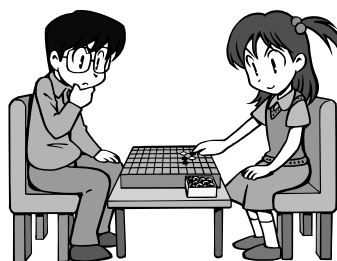
苗の無料配布あり

皆さんのご来場を
お待ちしております。

※詳しくはポスターをご覧ください。

【問い合わせ先】八重瀬町中央公民館(東風平改善センター)

☎098-998-8383



平成18年度就学援助制度について

八重瀬町では経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、小・中学校でかかる費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

援助の対象となる方

経済的理由で給食費や教材費の支払いに困っており、生活保護世帯に準ずる程度に生活が困窮している
と教育委員会が認める世帯である
こと。

申請期間

平成18年2月20日(月)

～3月10日(金)

申請の方法

教育委員会で配布している申請用紙に必要事項を記入し必要な添付書類(所得証明)と一緒に提出して下さい。

※詳しくは八重瀬町教育委員会

学校教育課までお問い合わせください。

八重瀬町字東風平192-8(旧東風平町役場) ☎098-998-7571

「男女共同参画週間」の標語募集

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができ男女共同参画社会の実現に向け、国民各界・階層において様々な取り組みが行われるよう、「男女共同参画週間」(6月23日～29日)を実施しております。

この週間の趣旨を広く浸透させるための標語を次のとおり募集します。多くのご応募をお待ちしております！

募集内容

男女共同参画をテーマにした標語。

特に男女共同参画の観点から少子化対策を進めるような標語を募集します。

応募資格

どなたでも応募できます。ただし、個人によるものとします。応募作品は未発表の自作のものに限りします。

応募期間

平成18年2月28日(火)まで(必着)

応募方法

官製はがき、電子メール、ファクシミリ1通に1作品を記入し、住所・氏名・年齢・性別・電話番号を記入の上、下記までご応募ください。

*郵送の場合

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府男女共同参画局総務課「標語応募係」あて

*FAXの場合

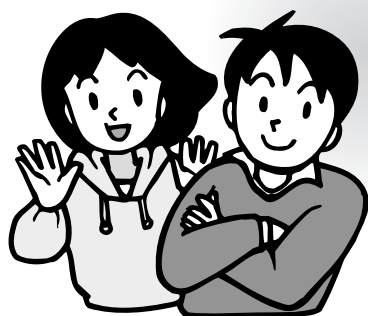
03-3581-9566

内閣府男女共同参画局総務課「標語応募係」あて

*電子メール

男女参画局ホームページへアクセスしてください。

<http://www.gender.go.jp>



那覇税務署からのお知らせ

1 那覇税務署・北那覇税務署の「確定申告会場」は、「浦添市産業振興センター・結の街」です！

場所

浦添市勢理客4-13-1

国立劇場おきなわ向い

期間

平成18年2月1日(水)～3月31日(金)

※那覇税務署・北那覇税務署内には、「確定申告会場」を設置しておりませんのでご注意ください。

2 申告と納税は期限内に！

納税は便利な振替納税で！

平成17年分の申告の相談及び申告書の受付は

●所得税

2月16日(木)～3月15日(水)まで

●消費税

1月4日(水)～3月31日(金)まで

●贈与税

2月1日(水)～3月15日(水)まで

「確定申告会場 浦添市産業振興センター・結の街」では、平日(月～金曜日)以外にも、2月19日及び同26日の日曜日に限り、個人の所得税・消費税及び贈与税の申告相談・申告書の受付を行います。

簡易裁判所の民事手続



簡易裁判所は、請求額が比較的少額で軽微な紛争を迅速かつ簡易に解決するために、全国438カ所に設置されており、様々な分野のトラブルを解決するための各種の民事手続が用意されています。そのうち、主な手続として民事訴訟、小額訴訟、民事調停があり、それぞれ特徴を生かしながら、適正かつ迅速な紛争解決が図られています。

また、簡易裁判所の窓口には、各種の手続を分かりやすく説明したリーフレットや定型訴状等を備え付けているほか、裁判所のホームページでも各種の情報提供を行うなどのサービスを実施しています。

※簡易裁判所の手続やサービスの内容についてもっと詳しく知りたいになりたいときには、近くの簡易裁判所にお問い合わせいただくか、裁判所ホームページ(<http://www.courts.go.jp>)の手続案内等を「覧下さ」。

《問い合わせ先》

那覇税務署個人課税部門

☎867-3101

《八重瀬町最寄りの簡易裁判所》

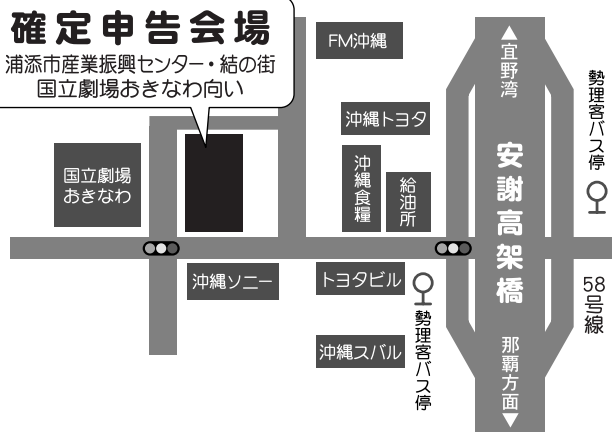
那覇地方裁判所

那覇簡易裁判所

☎855-3366

確定申告会場

浦添市産業振興センター・結の街
国立劇場おきなわ向い



沖縄県の最低賃金

～あっそうだ！今年の最賃いくらかな？～

※沖縄県内の使用者は、この最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。

(1) 地域別最低賃金

最低賃金の件名	賃金額(時間額)	適用範囲	効力発生日月
沖縄県最低賃金	608円	沖縄県内のすべての労働者及び使用者に適用されます。ただし、下記の産業別最低賃金対象業種に該当する場合には、当該最低賃金が適用されます。	平成17年 10月1日

(2) 産業別最低賃金

最低賃金の件名	賃金額(時間額)	適用範囲	効力発生日月
畜産食料品製造業	649円	○肉製品製造業 ○乳製品製造業 ○その他の畜産食料品製造業	平成17年 12月10日
糖類製造業	657円	○砂糖製造業 ○砂糖精製業 ○ぶどう糖・水飴・異性化糖製造業	平成17年 12月10日
清涼飲料、 酒類製造業	651円	○清涼飲料製造業 ○果実酒製造業 ○ビール製造業 ○清酒製造業 ○蒸留酒・混成酒製造業	平成17年 12月4日
新聞業	690円	○新聞業	平成17年 12月2日
各種商品小売業	640円	○百貨店 ○その他の各種小売店	平成17年 11月30日
自動車(新車)小売業	640円	○自動車(新車)小売業	平成17年 11月30日
適用除外	ただし、次に掲げる者は(2)の産業別最低賃金から除外され(1)の地域別最低賃金が適用されます ①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者		

《最低賃金に算入されない賃金》

- ①精皆勤手当、通勤手当及び家族手当 ②臨時に支払われる賃金
③1か月をこえる期間ごとに支払われる賃金 ④時間外、休日労働割増賃金等

《最低賃金に関する問い合わせは》 沖縄労働局 賃金室 ☎098-868-3421